

職員の給与改定に伴う関係条例の一部改正について

令和4年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

項目	内容	施行年月日																													
給料表 【給与条例別表第1、別表第2】 【幼教給与条例別表第1】	給与条例・幼教給与条例 ※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 《行政職給料表（一）》 ①公民較差（896円（0.24%））を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ ②初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ ③初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定 《その他の給料表》 行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定	改正条例の公布の日 （適用は令和4年4月1日）																													
特別給 （期末・勤勉手当） 【給与条例第21条の4】 【幼教給与条例第30条】	給与条例・幼教給与条例 ※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 ①現行4.45月→4.55月に引上げ（0.1月分引上げ） ②引上げ分については勤勉手当に割振り ③令和4年度の勤勉手当の引上げ分（0.1月分）については、12月期の勤勉手当で支給 《令和4年度12月期の支給月数》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">一般職員</th> <th colspan="3">管理職員</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12月</td> <td>支給月数</td> <td>1.10月 (0.65月)</td> <td>1.125月 (0.55月)</td> <td>2.225月 (1.20月)</td> <td>0.90月 (0.55月)</td> <td>1.325月 (0.65月)</td> <td>2.225月 (1.20月)</td> </tr> <tr> <td>引上げ月数</td> <td>—</td> <td>0.1 (0.05)</td> <td>0.1 (0.05)</td> <td>—</td> <td>0.1 (0.05)</td> <td>0.1 (0.05)</td> </tr> </tbody> </table> ※ （ ）内は再任用職員の月数			一般職員			管理職員			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	12月	支給月数	1.10月 (0.65月)	1.125月 (0.55月)	2.225月 (1.20月)	0.90月 (0.55月)	1.325月 (0.65月)	2.225月 (1.20月)	引上げ月数	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	改正条例の公布の日
				一般職員			管理職員																								
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																								
12月	支給月数	1.10月 (0.65月)	1.125月 (0.55月)	2.225月 (1.20月)	0.90月 (0.55月)	1.325月 (0.65月)	2.225月 (1.20月)																								
	引上げ月数	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)																								

項目	内容							施行年月日	
特別給 (期末・勤勉手当) 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】 【会計年度給与条例第17条】	<u>給与条例・幼教給与条例</u> ※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 ① 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるように配分 ② 令和5年度以降の勤勉手当の引上げ分(0.1月分)については、6月期・12月期の勤勉手当に均等に配分 《令和5年度以降の支給月数》								
		一般職員			管理職員				
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計		
6月	支給月数	1.20月 (0.675月)	1.075月 (0.525月)	2.275月 (1.20月)	1.00月 (0.575月)	1.275月 (0.625月)	2.275月 (1.20月)		
	引上げ月数	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)		
12月	支給月数	1.20月 (0.675月)	1.075月 (0.525月)	2.275月 (1.20月)	1.00月 (0.575月)	1.275月 (0.625月)	2.275月 (1.20月)		
	引上げ月数	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)		
合計	支給月数	2.40月 (1.35月)	2.15月 (1.05月)	4.55月 (2.40月)	2.00月 (1.15月)	2.55月 (1.25月)	4.55月 (2.40月)		
	引上げ月数	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)		
※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数									
<u>会計年度給与条例</u>									
※ 会計年度任用職員は期末手当のみ支給対象									
3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるように配分									
《令和5年度以降の支給月数》									
6月	支給月数	1.20月							
12月	支給月数	1.20月							
合計	支給月数	2.40月							

令和5年
4月1日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p> <p><u>別表第2 省略</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p> <p><u>別表第2 省略</u></p>

第2条による改正後	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第36号) 及び第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(区規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(区規則で定める職員を除く。)についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員(区規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(区規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(区規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(区規則で定める職員を除く。)についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員(区規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又</p>

第2条による改正後	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第36号) 及び第1条による改正後
<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条の4第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（<u>第21条の4第1項</u>に規定する区規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>6 省略</p>	<p>は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条の4第1項」と、同条第1号中「<u>基準日から</u>」とあるのは「<u>基準日（第21条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から</u>」と、「支給日」とあるのは「支給日（<u>同項</u>に規定する区規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>6 省略</p>

<p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定（第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u></p> <p><u>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	
--	--

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第30条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 省略 <u>別表第1 省略</u></p>	<p>(勤勉手当) 第30条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～7 省略 <u>別表第1 省略</u></p>

第2条による改正後	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第37号)及び第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属す</p>

第2条による改正後	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第37号) 及び第1条による改正後
<p>し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（<u>第30条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 省略</p>	<p>る月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「<u>第30条第1項と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6・7 省略</p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p>